

酒井教育長定例記者会見概要

日時：平成31年2月22日（金曜日） 11：00～11：20

場所：大阪府庁別館6階 委員会議室

【教育長より】

児童虐待への対応について

先日、千葉県で小学4年生の女兒が、父親による虐待が原因で死亡するという大変痛ましい事案が発生しました。様々な報道がされており、県が第三者委員会を設置されることですが、福祉関係者・教育関係者として、そこに至るプロセスをきちんと検証し、大いに反省すべき点、大阪でも実践すべき点があると考えています。

まずは、児童・生徒の安否の緊急点検を行っています。これは、関係閣僚会議決定を受けて、今月15日に国から、虐待が疑われるケースの緊急点検の依頼があり、府教育庁として、府立学校への指示、各市町村教育委員会及び私立学校への依頼を行っています。

緊急点検の内容は、2月14日現在において、2月1日以降、一度も登校していない児童・生徒について、学校の教職員による家庭訪問等を実施して、本人と面会し、安全確認を行うというものです。来月8日までに実施し、14日までに国へ報告することになっています。

そもそも、虐待が疑われるような場合、学校は「児童相談所（府子ども家庭センター）」等に通告する義務があります。また、本人と連絡がとれず、親が子どもに会わせないようなケースがあれば、学校が「児童相談所（府子ども家庭センター）」と連携して対応することとなっています。

今回の緊急点検を通じて、短期間に集中的に行うため、こうしたケースが大幅に増加することを想定しなくてはなりません。そこで、府教育庁としては、まずは府福祉部としっかりと連携し、学校と府子ども家庭センターの連携が円滑にいくように調整を行っています。また、府立学校の場合、大阪市や堺市在住の生徒も在籍していますので、政令市の児童相談所ともしっかりと連携することを、府福祉部にもお願いしています。

また、保護者からの過度な要求や恫喝めいた言動に対しては、弁護士などの専門家、警察などの関係機関と連携して対応することが重要です。府教育庁としては、スクールロイヤーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等による、相談体制や緊急支援体制を整えており、市町村や学校に対して、お困りの際には府教育庁へ相談いただくよう、改めて伝えています。

同時に、虐待を見逃さないための取組みを徹底させます。現在登校できている児童・生徒に関しても、府教育庁が示している「児童虐待防止の手引き」というものがあり、少し改訂が必要ですが、手引きに掲載しているチェックシート等を活用し、児童・生徒の些細な変化を見逃すことなく、虐待が疑われるケースがないか実態把握に努めるよう、

府立学校に対して指示し、市町村教育委員会に対して依頼しています。

市町村に対しては、先日、市町村教育委員会の方々へお話ししましたが、「平成31年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の重点事項において、児童相談所等との日常的な連携について、具体的な記載を新たに盛り込みました。通告の対象となった幼児・児童・生徒については、通告後に市町村または児童相談所等に対し、1か月に1回定期的に情報提供を行うことと記載しています。これは井上教育委員からも「1か月に1回と明示せよ」とご指摘があり、このようにしています。あわせて、状況の変化等を把握したときは、速やかに児童相談所に情報提供または通告を行うよう指導すること、特に、一時保護を解除され帰宅した児童・生徒については、些細な変化も見逃さず、児童相談所と日常的な連携を行うよう指導することと記載しています。

学校での携帯電話等の取扱いに関するガイドラインについて

ガイドライン素案の詳細については、先日、担当課からご説明していますので、この場では、なぜ今このようなガイドラインが必要なのかについて、改めてお話ししたいと思います。

昨年6月の大阪府北部地震以降、登下校中の児童・生徒の安全確保という観点から、主に保護者からの要請を受け、携帯電話が活用できないかということを検討してきました。その結果、登下校中の災害や、犯罪被害に対する児童・生徒や保護者の不安を取り除くために、従来は、学校への持ち込みは原則禁止という網をかけていましたが、それを、登下校中に限り一部解除し、携帯電話の使用ができるようにしています。

確かに携帯電話を学校に持ち込むことのリスクや心配は、し始めるときりがないと以前も申し上げましたが、そうしたリスクも踏まえながら、児童生徒の安全、保護者の安心のための危機管理上の措置であり、携帯電話を危機管理上のツールとして使おうということで判断しましたので、ご理解いただきたいと思います。こうしたことにより、結果として、児童・生徒が携帯電話を学校へ持ち込むこととなりますので、まずは、府としてのルールを示すものです。

携帯電話を持たせるかどうかは、あくまでも保護者の皆様にご判断いただくべきものであり、府教育庁としては、所持を推奨も否定もするものではないというスタンスは変わっていません。また、校内では使用しないという方針も、従来から変わるものではありません。

ただ、携帯電話の普及に伴い、ネット依存やSNSを介したいじめ、トラブル、犯罪被害等が後を絶たないという現状に対して、こうした課題に教育としても正面から向き合う必要があるだろうということで、学校と保護者が協力して取り組むことが重要であると考えます。そこで、ガイドラインでは、プラスアルファ分として、携帯電話の適切な使い方について指導するための指導例等も示しています。

ガイドラインは、現在素案ですので、今年度中に作成して市町村教育委員会に示し、

具体的な運用は、このガイドラインを参考に市町村や学校で判断していただくことを期待しています。

G20大阪サミット開催について

本件については、先日、資料提供もしたところですが、改めて簡単にご説明します。6月27日、28日の2日間、全府立学校を休校にするという知事からの強い要請を受けて、教育委員会会議で議論させていただいた上で、2月12日に、両日を休業日とすることを決定しました。これは教育長専決で判断させていただきました。また、同日付けで、各府立学校長に通知したところです。

ご指摘がいろいろあったように、授業時間の確保や、すでに決まっていた学校行事等について調整が生じることになりますので、その点は各学校に負担がかかってしまい、申し訳ないのですが、何よりも子どもたちの安全確保に万全を期すということで対応していただきたいとお願いしています。

【質疑応答】

(記者) 児童虐待の件ですが、虐待の疑いがあると分かった場合に、特に一時保護後、帰宅したケースについて、具体的に、児童相談所とどう連携して、子どもをどう守っていくのか教えてください。

< 教育長 > 保護が解除され、家に戻ってくると、学校に通うこととなります。解除にあたっては、児童相談所が判断しているわけですが、現に虐待があったから保護しているため、虐待のリスクが非常に高いと言わざるを得ないので、より注意深くその子を見守ることとなります。よって、校内でその情報を共有していただくとともに、学校の先生ですから、教壇に立つ時や、廊下ですれ違う時に、より注意深く見てほしいと考えています。そして、些細な変化があれば、学校全体で情報共有した上で、やはり危ないということになれば、すぐに児童相談所に連絡をしていただくこととなります。児童相談所には、事前にそういった児童・生徒がこの学校にいるという情報も届きますし、学校もその段階で連絡をしますので、両方が注意深く見守っていくこととなりますが、実際に子どもがいる場所は学校ですので、学校の先生が気づくというのが、一義的には重要ではないかと考えています。

(記者) 携帯電話のガイドラインについてですが、素案を見る限りだと、基本的に校内での活用の仕方についての記載はごく一部のように、ネットリテラシーといったことに関する教育に対してのガイドラインのように思ったのですが、ネットリテラシー教育が大事だとおっしゃるのであれば、報道でも言われているように、携帯電話を持っていない子に対しての対応はどうお考えですか。

< 教育長 > 先程申し上げたプラスアルファ分というのは、携帯電話のマイナスの部分に対するリスクヘッジをどうするかということであって、教育現場において、情報リテラシーについては、もっと色々学習しなくてはいけないという大きな流れがあり、様々なIT機器も含めて、学校によっては子どもに配付したりしていますし、そういった部分に対してはこれからもしていきます。ただ、今回のガイドラインについては、やはりマイナスの部分について、子どもたちを犯罪から守るというのは、具体的に子どもたちに行動を起こす犯罪ではなくて、ネット社会の中で子どもたちに影響を及ぼす犯罪があるということをきちんと教えていくということが、スタートだと思っています。

(記者) 小中学校課から記者レクがあった時に、登下校中の電源を切ると、危ないことが起こった時に、電源を入れて、110番や保護者に電話するのか、電源の扱いはどうするのですかという質問がありましたが。

< 小中学校課 > 記者レクの時はそう言いましたが、検討課題ですので、ご意見もいただいで。

< 教育長 > 登下校中は電源を切ったらだめじゃないかな。

< 小中学校課 > 緊急事案が起きた場合はその対応が必要だと思いますが、学校内で電源をどうするのかは、協議をした上で、正式な発表の時にはお示ししたいと思います。

(記者) 同じガイドラインの件ですが、府教育庁が発表した翌朝には、文部科学大臣が大阪を評価するような形になり、全国の問題になってきて、ますます注目を集めていると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

< 教育長 > これは昨年のおおさか府北部地震で、特に高槻市で大変痛ましい事案が起きてしまったという現実があり、それをきっかけとして、府教育庁としても、子どもの安全に真剣に向き合って考えた時に、一つの答えとしてこうなったということだと思います。同時に、保護者の方々から、自分たちの子どもを守るという意識のもとで要請がありましたので、その声に応えてきたということだと思います。やはり、大阪でなぜと言われると、おおさか府北部地震がきっかけだと私自身は感じています。

(記者) 全国が注目する中で、何かすることが変わったり意識が変わったりといったことはありませんか。

< 教育長 > 危機管理上のリスクヘッジをどうするかについては、当然の思考回路の延長線上にはあると思います。特にすごいことをしているといった考えはありません。